

# 固定資産の減損会計

## —原価配分から価値評価へ—

照 屋 行 雄  
姜 玉 英

### 1 はじめに

近年における会計思考の特徴的な流れとして、収益費用中心観（収益費用アプローチ）から資産負債中心観（資産負債アプローチ）への基本的変化を指摘することができる。すなわち、期間損益計算を課題とした実現基準・取得原価主義の会計から、資産・負債の期末評価と正味財産の増減計算を課題とする会計に企業観の大きなシフトがみられるのである。

収益費用中心観においては、一会計期間に企業が達成した経営成果を収益とし、それを獲得するために犠牲となった経営努力を費用として認識し、両者を期間的に対応せしめることによって期間利益が算定される。そして、収益に対応される費用は、過去における財貨またはサービス（用役）に対するキャッシュ・アウトフローによって測定されることになっている。したがって、過去のキャッシュ・アウトフローのうち当期の期間損益計算に帰属しない部分については、次期以降に経過的に繰り越されることとなる。これが原価配分の考え方である。

これに対して、資産負債中心観においては、企業の保有する資産と負債の増加・減少を計算し、両者の差額として資本（正味財産）が定義されることになる。そこでの利益の測定は一期間における正味財産の増加高として理解されている（注1）。従って、この考え方に基づけば、企業会計の計算目的は企業の富とその変動を把握することにおかれることとなり、期末におけるストックの評価が会計の中心的課題となる。これが価値評価の考え方である。

企業の利益測定や期末評価におけるこのような会計観の変化を認識し、それが理論的・方法的領域にとどまらず、制度的・基準的領域に浸透しつつあることを、具体的な会計項目について究明することが重要である。本稿では、固定資産の評価に関連して、その減損をいかに認識し、それをどのように適正に会計処理するかとい

う問題に焦点をおいて考察することとした。

論述の展開は、まず最初に資産の期末評価における原価配分の考え方を説明し、その基準となる取得原価基準の適用について論述する。次に、固定資産に生ずる減損の会計処理に関する基本的な考え方を、国際会計基準（International Accounting Standards; IAS）やアメリカ財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board; FASB）の減損会計基準を比較しつつ考察する。そして最後に、減損会計の問題点や課題を明らかにするとともに、日本における減損会計の制度化について考察することとする。

本稿の執筆にあたっては、主として論文の構成、1、2および5を照屋が担当し、3および4を姜が担当した。しかしながら、本稿は執筆者2名の共同研究であり、国際会計に関する理論的・制度的研究の成果の一部を構成するものとなっていることを明らかにしておきたいと思う。

## 2 固定資産の評価基準

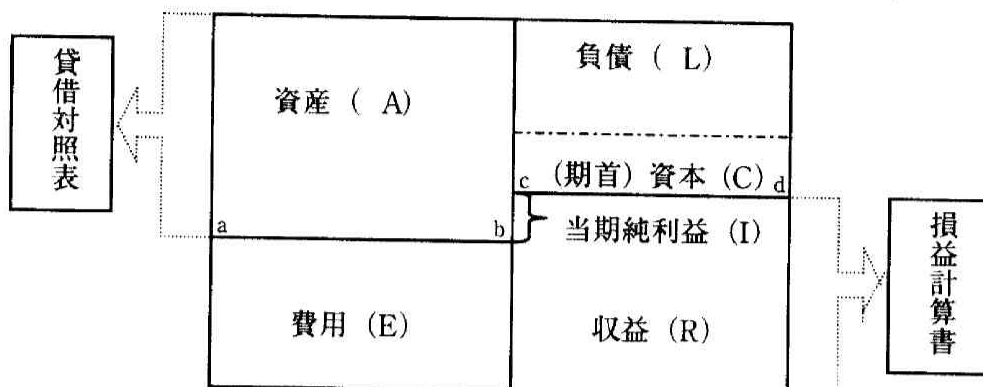
### (1) 資産の評価と取得原価

従来、企業会計において評価が問題とされてきたのは、特に資産の貸借対照表価額についてであった。評価対象の負債については、その多くが法的債務たる性格をもつものによって構成されており、その殆どが債権者との契約に基づいて期末残高が確定するものであると認識される。また、評価時期についても、資産の取得、売却、除却などの取引時における計上価額の決定に、特別に困難な問題は発生しないとされるのである。

しかしながら、資産の期末時点における貸借対照表記載価額の決定については、資産の種類に応じた合理的な評価が求められることとなる。なぜならば、資産の期末評価のあり方は、一方で、貸借対照表に記載される資産と資本の価額を適正に表示するか否かを決定するばかりでなく、同時に他方で、損益計算書の費用と当期純利益の大きさに重大な影響を及ぼす関係にあるからである。

資産の貸借対照表評価のもつ損益計算上の意義については、図表2-1に示された決算修正後の残高試算表がこれをよく説明している。すなわち、図表2-1において、線分abと線分cdで上下に切り離した場合、上部は貸借対照表となり、下部は損益計算書となる。貸借対照表では財産法に基づき当期純利益が算定される。その計算式は $A - (L - C) = I$ となる。また、損益計算書では損益法に基づき、当期純利益が算定される。その計算式は $R - E = I$ となる。そして、両計算方法で算定された当期純

図表2-1 決算修正後残高試算表



利益 (I) は、金額的に一致する計算構造となっている。

いま線分abが下方にシフトした場合つまり資産 (A) の過大評価があった場合には、費用 (E) の過少計上を通じて、当期純利益 (I) の過大計上を結果することとなる。また逆に、線分abが上方にシフトした場合には、費用 (E) の過大計上を通じて、当期純利益 (I) の過少計上を結果することとなる (注2)。今日の企業会計が適正な期間損益計算を行なうことを基本目標にしているところから、資産の貸借対照表評価が損益構成要素たる費用の評価を媒介して、当期純利益の決定に密接な関係にあることが、会計上の重大な問題となってくるのである。

そして、現代企業のように企業規模が拡大し、各種の資産を保有することによって、資産構成に占める固定資産の割合が増大している。従って、資産の評価という場合、このような固定資産の期末評価が注目されることとなり、しかもその評価は必ずしも簡単ではない。

資産の評価を問題にする場合、次の2つの論点が認識されなければならない。

① いかなる利益観および貸借対照表観に基づいて、評価の問題を扱うかという論点

② 資産の本質や概念に基づいて、いかなる評価基礎を適用するかという論点

資産の評価は、この2つの論点に密接に関係する性格のものである。すなわち、①の問題が解決して一定の考え方が採用された場合、その内容は②の評価基礎の決定・適用を規定する関係にあるといえる。今日まで公正妥当なものとして認められてきた企業会計の考え方は、投下資本の名目的回収 (名目資本維持) とその剰余の分配を計算的に明らかにすることであった。従って、そのための中心的な課題は、適正な期間損益計算を確保することにおかれたのである。

このような利益測定観のもとでは、投下資本の回収額を企業の経営成果たる収益と認識し、これに対する原初資本の投下額を企業の経営努力たる費用と認識することとなる。そして、収益と費用の差額は、投下名目資本回収後の資本剰余たる当期純利益を示すことになる。

さて、収益から控除される費用の測定は、過去における資本投下額すなわち支出額が基礎とならなければならない。しかしながら、支出額がすべて当期の費用として収益に対応するわけではない。一般に支出と費用の関係を示せば、次の3つのパターンが認められる。

- ① 第1のパターン：支出＝費用
- ② 第2のパターン：支出＝資産→費用
- ③ 第3のパターン：費用＝負債→支出

①は、当該支出によって取得した財貨やサービス（用役）が、当期の収益獲得のためにすべて消費された場合の費用認識である。従業員給料、支払家賃、重要性の小さい消耗品費などに対する支出パターンである。②は、当該支出によって取得した財貨やサービスが、当期の収益獲得のみならず将来期間にわたってその効果が発現すると期待される場合その取得時に資産計上し、決算時において当期費用分と次期以降費用分とを分離計算する。そして、次期以降の費用となる分については、期末資産として貸借対照表に記載されることになる。設備、建物などの固定資産に対する支出がこのパターンである。

また、③は、原因となる財貨やサービスの消費があった期間の費用を将来の支出額を合理的に見積もって、その金額を基礎に事前に認識するものである。これは、製品保証引当金、退職給付引当金、修繕引当金などの引当金項目に関する支出のパターンである。

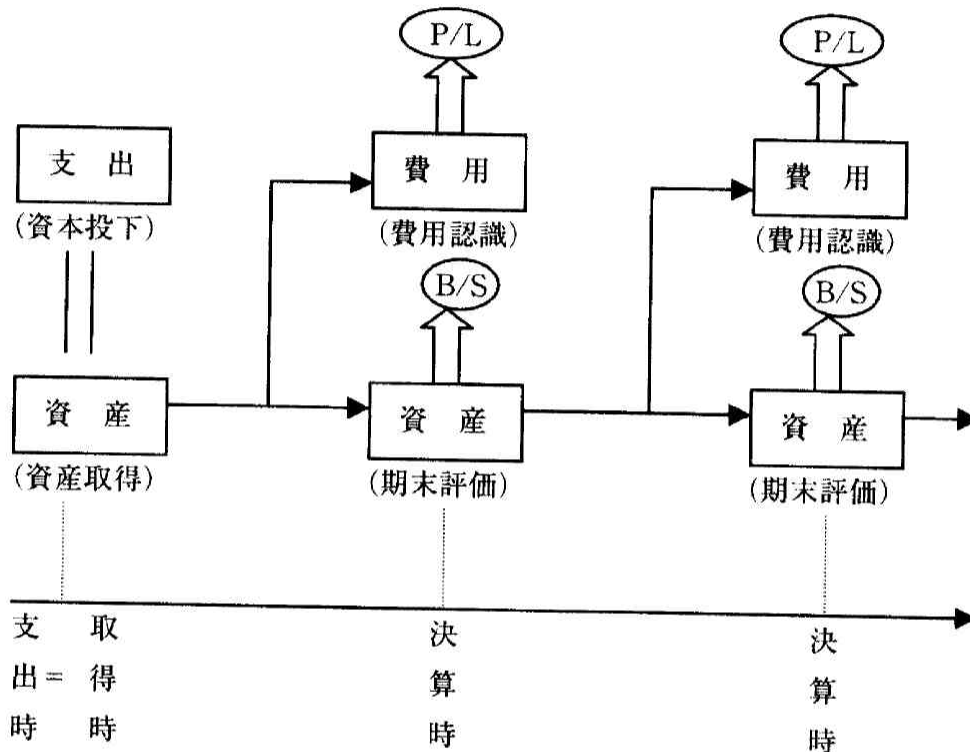
本稿では、資産のうち固定資産についての評価の問題を考察の対象としているため、上記②のパターンに着目される。このパターンの支出に基づく資産と費用の認識を図解すれば、図表2-2のとおりを示すことができる（注3）。

固定資産の評価という場合、厳密には当該資産の取得時から売却時もしくは除却時までのあらゆる時点での評価が対象となる。しかしながら、当該固定資産の利用に伴う期間費用の認識と適正な期間損益計算の確保という目的のためには、固定資産評価の中心は決算期末における貸借対照表評価におかれる。

固定資産の取得に要した支出額は、資産取得時の原価としてその評価基礎となる。従って、資産の評価は、取得原価を基礎として行なわれることになる。これを取得

原価基準と呼び、今日の企業会計における基本原則となっているのである。しかもこの取得原価は、財貨やサービスの消費に伴う費用認識以前の状態にあり、いわば費用のかたまりもしくは将来に費用となるものの全体としての性格をもつものである（注4）。

図表2-2 支出と費用の関係（第2パターン）



このような固定資産の貸借対照表評価は、図表2-2に示すとおり、当該資産の取得原価を、当期の収益獲得のために犠牲（利用に伴う消費）となった当期の費用部分と、次期以降の収益獲得のために期末の資産として繰り越す部分とに分割する手続である。この手続は原価配分もしくは費用配分と呼ばれている。このように、今日の期間損益計算の下では、固定資産の期末評価は将来の会計期間への原価配分の手続として理解されるのである。

## (2) 固定資産の減価償却

固定資産の期末評価は、取得原価の期間配分の考え方（費用配分の原則という）に基づき、具体的には減価償却の手続によって行なわれる。このことについては、「企業会計原則」の第三・貸借対照表原則の五（貸借対照表価額）で、次のように規定している。



「貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として、当該資産の取得原価を基礎として計上しなければならない」

「有形固定資産は、当該資産の耐用期間にわたり、定額法、定率法等の一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分し（なければならない）」

「無形固定資産は、当該資産の有効期間にわたり、一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分しなければならない」

ここでの内容は、第1に、資産の評価は取得原価を基準とすること、第2に、固定資産の期末評価は取得原価の期間配分の手続であること、第3に、取得原価の期間配分は、具体的には減価償却の手続によって行なうこと、第4に、減価償却の方法が異なれば各事業年度に配分される費用額も異なること、第5に、固定資産の取得原価（過去のキャッシュ・アウトフロー）は将来の利用期間にわたって全額回収できると見込まれること、が要求されている。特に第5の固定資産の取得原価もしくは簿価の全額回収可能性の仮定が重要である。近年におけるIT（情報技術）革命の進展や産業構造の変化、さらには競争市場の変化や規制環境の変化などによって、保有する固定資産について収益性が低下し、将来の営業活動によって獲得し得るキャッシュ・インフローでは、簿価の全額を回収することができない事態が生じている（注5）。

また、商法は固定資産の評価に関して、第34条第2号で次のように規定している。

「固定資産ニ付テハ、取得価額又ハ製作価額ヲ附シ毎年一回一定ノ時期、会社ニ在リテハ毎決算期ニ相当ノ償却ヲ為シ予測スルコト能ハザル減損が生シタルトキハ相当ノ減額ヲ為スコトヲ要ス」

ここでの内容は、第1に、固定資産の評価は取得価額（または製作価額）を基準とすること、第2に、毎決算期に固定資産原価について相当の償却を施すこと、第3に、予測不能な減損についてはその発生時に相当の減額を施すこと、第4に、固定資産の取得価額（簿価）の全額が回収できない場合の処理を指示していることが要求されている。特に第3の予測不能な減損に対する相当の減額を要求している点は重要だが、一方で減損の内容と相当の減額の具体的な手続きについては明確に示していない（注6）。

さて、固定資産の期末評価は減価償却の方法によって行なうが、減価償却の目的とするところは、期間費用の適正な計算におかれている。すなわち、当該固定資産の利用もしくは時の経過に伴う、当期の消費分と次期以降の消費分とを分割する手続であって、その本質はあくまでも当期の収益獲得の過程で犠牲となった対応分の

費用確定である。当期の費用分すなわち減価償却費を正しく計算することによって、適正な期間損益計算を達成することが、減価償却手続の目的となっていることが理解されなければならない。

固定資産の減価償却をこのように考えるならば、減価償却計算によって当期費用分から分離された未償却残高は、次期以降の費用分のかたまりとみることができる。この将来の費用のかたまりは、期末の貸借対照表に資産として計上され、次期に繰り越されることになる。このような固定資産の会計処理は、固定資産の期末評価が当該固定資産の取得原価の将来期間への配分手続であって、期末における資産価値の評価手続ではないことを示すものである。

しかも、減価償却による固定資産の期末評価の決定は、当該固定資産に投下されたキャッシュ・アウトフローが、将来の経営活動によって全額回収可能であるとの仮定の上に成り立っていることは前述のとおりである。従って、会計的には、固定資産の取得原価（簿価）が全額回収できないと見込まれた場合における当該固定資産の期末評価の問題が認識される。商法第34条第2号に規定する固定資産の上に生ずる「予測不能な減損」には、次の3つの事態が考えられる。そして、それぞれの事態に対応した適切な会計処理が求められることになる。

- ① 新技術の発明や新市場の開拓等の外的事情によって固定資産が機能的に陳腐化・不適合化した場合
  - ② 災害や事故等の偶発的事由によって固定資産の実体が物理的に滅失・破損した場合
  - ③ 固定資産の実体が物理的に滅失・破損していないが、当該固定資産の将来の収益性が急速に低下し、簿価の全額を回収する見込みがないと判断された場合
- まず、上記の①については、その事態に対応して臨時に減価償却を行なうことが求められる（注7）。この場合の臨時減価償却費は、過年度の償却不足（当初の減価償却計画の誤り）に対する修正項目としての性質を有するものであり、前期損益修正項目の1つとして特別損失の部に帰属する。この臨時償却は、あくまでも減価償却の延長線上にある処理であって、正規の減価償却計算における耐用年数または残存価額の修正に伴う減損の計上である。従って、臨時償却においては、依然として固定資産の簿価が全額回収可能であるとの仮定に立っていることが知られる。

次に、上記の②については、その事態に対応して固定資産の簿価を切り下げて、臨時に評価損を計上することが求められる（注8）。この場合の臨時損失は、減価償却とは異なる性質のものであり、過年度の償却不足に対する修正項目ではない。こ

の臨時損失は、災害や事故等によって固定資産の本体に生じた物理的滅失・破損に伴う経済価値の減少を意味する。従って、ここでの評価は、固定資産の簿価の期間配分の考え方ではなく、期末資産のもつ経済価値の評価としての手続きということになる。このように臨時損失は、固定資産の物理的滅失・破損により簿価の全額回収が不可能となった場合の減損の計算である。

そして、上記の③については、上記①および②のように、その事態に対応して固定資産の減損が計上されなければならない。しかしながら、この場合の減損は、固定資産の簿価全額の回収が可能であるとする減価償却の延長線上にある①の臨時償却とは、明らかに異なる性質のものである。また、②の臨時損失との関係では、固定資産の簿価の全額回収が不可能となった事態を処理するという意味では期末資産の価値評価の性質を共通にするといえる。しかしながら、この③の事態は、物理的な滅失・破損により固定資産の本体に減損が生じたものではない。ここでの問題は、物理的に滅失・破損していない固定資産について、当該固定資産の簿価全額が将来のキャッシュ・インフローで回収できないと見込まれた場合の減損の認識と測定の問題である。しかも、このような事態の発生は、企業の経済環境の変化やIT革命の進展等によって増大していると認識される。

本稿で考察する固定資産の減損会計は、まさに上記の③の事態に対応する会計処理をめぐる議論である。

### 3 固定資産の価値評価

#### (1) 資産の減損とその認識

減損 (impairment) とは、物理的理由または経済環境の変化により、資産の帳簿価額の全額を回収することができなくなったことをいう。減損が生じた資産の帳簿価額は、回収可能価額 (recoverable amount) まで切り下げなければならない。固定資産の減損を示せば、図表3-1のとおりである。

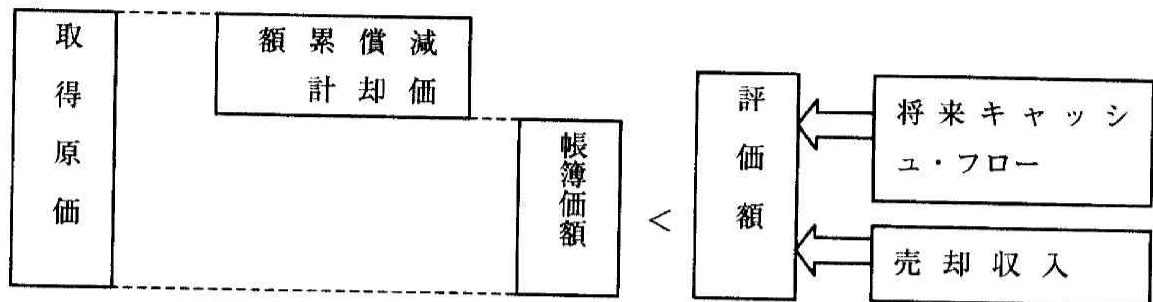
回収可能価額とは、資産の売却から得られる貨幣額を表す正味売却価額 (net selling price) と、資産の継続的使用から得られる正味の将来キャッシュ・フローに割引利率を適用した割引現在価値として算定される使用価値 (value in use) のいずれか高い方の金額をいう。

歴史的原価で評価されている資産について減損が生じた場合は、帳簿価額を回収可能価額まで引き下げて減損による損失を認識し、これを当期の損益計算書に費用として計上する。再評価により評価増されている資産に生じた減損は、過去の評価

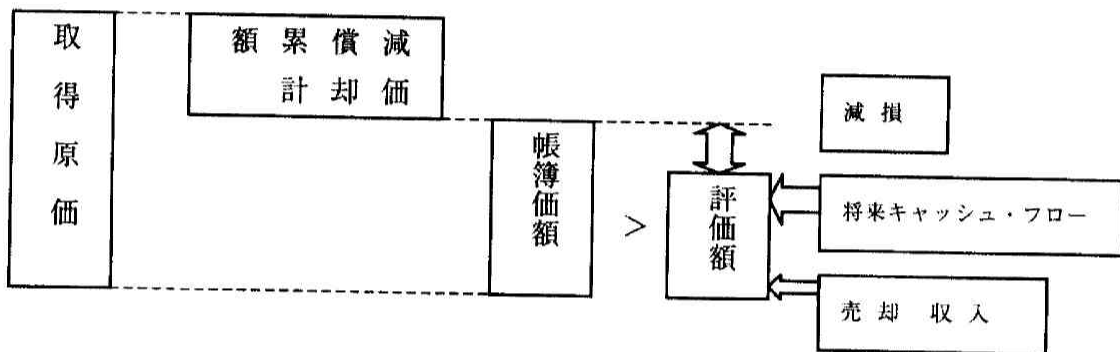


図表3-1 固定資産の減損

通常の固定資産



減損が生じている 固定資産



増の時点で計上された再評価剰余金と相殺することにより認識する。

資産の中には、他の資産と一体となって将来キャッシュ・フローの獲得に貢献するため、個別資産としての回収可能価額を測定できないものがある。そのような資産について減損の徴候がある場合は、複数の資産から構成されるグループとしての現金生成単位 (cash-generating unit) を識別し、その帳簿価額と回収可能価額とを比較する。この場合の現金生成単位とは、他の資産または資産グループからのキャッシュ・インフローは大部分独立しており、また継続的に使用することからキャッシュ・インフローを生成する最小単位の識別可能資産グループをいう。特定の現金生成単位の範囲を拡張して、同様の検討を行う。

現金生成単位について認識された減損額は、それを構成する個別資産へ配分して会計処理を行なう。その減損額は、のれんに優先的に配分し、残額が生じた場合には、のれん以外の資産にその帳簿価額を基礎として比例配分する。

過去に減損を認識した資産について回収可能価額が回復した場合には、減損の戻入れ (reversal) を行なう。歴史的な原価で評価されている資産に関する戻入額は、当初からの減価償却を継続したと仮定した場合の帳簿価額までの金額を限度として、当期の損益計算書に利益として計上する。再評価した資産に関する戻入額は、

再評価剰余金として貸借対照表の資本の部に計上する。

現金生成単位について認識された減損の戻入額は、通常、のれん以外の資産に帳簿価額を基礎として比例配分する。のれんの減損の戻入額は、過去の減損が非反復性の特殊な外部事象に起因して生じ、かつ、その影響を逆転させる外部事象の発生によって価値が回復した場合以外は、原則として認められない。貸借対照表に計上されている資産のうち、減損会計の対象となるのはおおむね有形および無形の長期資産であり、有形固定資産と無形固定資産がその中心となる。

次に、減損会計の特徴を幾つか示すこととする。

### ① 徹底した合理主義

減損会計の大きな特徴として、考え方の根底に欧米流の合理主義が貫かれていることがあげられる。

IASでは、固定資産について投資額やその後の帳簿価額と将来キャッシュ・フローの現在価値との比較に基づき有利・不利の判定を必ず行なっている「合理的な経営者」の存在を想定している。しかし、過去における日本の固定資産投資の実態は、必ずしも合理的な意思決定によっているとはいえないケースも多かった。つまり、初期投資時に投資額と将来キャッシュ・フローの現在価値とを比較するという合理的な投資判断が、これまでの日本に定着してはいなかったというのが実態である。

これまでは固定資産、特に不動産などについては、固定資産が生み出す将来のキャッシュ・フローを意識するというよりは、土地神話信仰に基づく値上がり期待、自社ビルなどの持つステータス性などという漠然とした諸要因に基づいて投資判断が行われてきた。減損発生判断のための計算を行なうとすれば、初期投資額に比べて将来キャッシュ・フローがあまりに少ないことが判明することもある。減損会計導入により今後は日本でも、固定資産が生み出すキャッシュ・フローを重視して固定資産投資を行なうという実務が定着していくものと考えられる。

### ② 固定資産評価額の個別性

減損会計では、固定資産の評価額の算定にあたり、固定資産が生み出すキャッシュ・フローに基づく評価を重視する。

固定資産が生み出すキャッシュ・フローは、資産本来の生産性のみならず企業の技術力、販売力などさまざまな要因によって左右されることになる。従って、固定資産固有の価値は、固定資産の利用者や利用の仕方によって大きく異なっても不思議ではない。

横並び意識というわけではないが、これまでは隣の土地と自分の土地の値段は大

体同じようなものだと考えられた。しかし、これからは、減損会計に関していえば、隣の土地と自分の土地の評価額は、収益性によって大きく違うこともあり得るということである。

### ③ 現在価値と時価評価

減損会計だけではなく、時価会計全般にいえるが、時価評価の基準としてキャッシュ・フローの現在価値を非常に重視していることがわかる。

現在価値を資産・負債の時価とみなすという会計処理は、これまでの日本の会計実務ではほとんどなかった。現在価値は見積りかんで計算結果が異なる。想定を各種設けることでいろいろな結果が出るので、経営における意思決定の際には、さまざまな条件下での情報を教えてくれる有用なツールとなる（注9）。しかし、想定事項の多い現在価値を唯一の時価と会計上みなすためには、企業の見積りに客観性を担保するような指針が欠かせないことはいうまでもない。

次に、国際会計基準（IAS）第36号における減損会計の処理システムを分析する。

## (2) IAS第36号の減損会計

### ① 正味売却価額と使用価値

#### a) 回収可能価額

減損発生の判定の第2段階は、減損の兆候がある資産（資産グループを含む、以下同じ）について評価額を測定し、帳簿価額と比較することである。この評価額について、国際会計基準（IAS）第36号では「回収可能価額」という概念を用いる。

#### b) 回収可能価額を求める理由

IASでは、回収可能価額を算定する際に、企業がその資産について、正味売却価額と使用価値の2つの額を見積もることを求めている。

合理的な経営者がある資産について減損が生じていることを認識したと仮定する。その場合には、今後の方針は、その資産を売却するか、継続して利用し続けるかの二者択一になる。合理的な経営者は、そのどちらかを選択する際には、当然企業にとって有利な方針を選択する。従って、売却による収入と継続使用によって生じるキャッシュ・フローの現在価値を比較して、いずれか高い金額となる方針を選択することになる。

減損の判定をするにあたって、この合理的な経営者の判断の基準を用いて、「正味売却価額」と「使用価値」のいずれか高い金額を回収可能価額とするとされている。

なお、どちらかの金額が帳簿価額を上回れば、他方の金額を見積もる必要はない。

## ② 将来生じるキャッシュ・フローの合計

使用価値とは、資産を継続して使用することによって生じる将来のキャッシュ・フローと、耐用年数終了時の資産処分によって生じる将来のキャッシュ・フローをそれぞれ見積もり、それらの現在価値を計算して合計したものである。

資産を継続して使用することによって生じる将来のキャッシュ・フローは、当該資産が耐用年数の残存期間に生み出すキャッシュ・フローを予測して求める。経営者によって承認された直近の予算データなどを用いて直接にキャッシュ・フローを見積もることができるのは、最長でも現在より5年間までとされている。6年目以降は、前年のキャッシュ・フローに、一定または逓減（逓増は不可）する成長率を乗じて、見積もることになる。成長率は、製品の成長率、産業の成長率、当該企業の存在する国の経済成長率、資産が使用されている市場の成長率を超えてはならないとされている。

耐用年数終了時の資産の処分によって生じる将来のキャッシュ・フローも可能な限り見積もる。

割引率は、当該企業の資金調達源泉ごとに金利と元本を加重平均した資本コスト、当該企業の追加借入率、その他の市場利子率を考慮した利率を出発点に、資産固有のリスクを調整して求めることになる。金利、成長率やキャッシュ・フローなど見積の要素を算定する実務は、日本では定着していない。IASの使用価値の概念を、仮にそのまま導入するとすれば、見積要素の算定について客観性を保証する明確な指針作りが必要となるであろう。

## ③ 正味売却価額

### a) 正味売却価額

正味売却価額とは、資産の売却によって得られる金額から、処分費用を控除したものである。正味売却価額は、当該資産にすでに売買契約が存在する場合には、その契約額から処分費用を控除した金額となる。この場合には、見積もり金額としての信頼性はきわめて高いものとなる。

売買契約がない場合には、資産について活発な取引市場がある場合には、市場価額から処分費用を控除した金額となる。取引市場がない場合には、当該資産について取引知識のある第三者間で、売り急ぎなどの特別の事情がなく通常に取引される金額を見積もる。そして、その見積り額から、処分費用を控除した金額が正味売却可能価額になる。

b) 減損の認識と戻入れ

減損が生じている資産について、回収可能価額が資産の帳簿価額を下回る金額は減損損失とし、帳簿価額を減額して当該損失を損益計算書に計上することになる。減損の測定のために用いる金額は、減損の判定の際に見積もった金額をそのまま使うことになる。なお、減損後の資産の帳簿価額が、その後の減価償却の基礎となる。

過去に計上した減損が、その後の状況の変化によって一部でも回復した場合には、減損損失の戻入れを行なう。減損損失の戻入れによって増加させる資産の帳簿価額は、過去に減損損失がなく予定通り減価償却費を計上したと仮定した場合の帳簿価額を超えてはならない。

④ 独立したキャッシュ・インフロー

減損処理の際に求める回収可能価額は、個別資産または資産グループごとに予測するのが原則である。しかし、企業の本社の建物、パソコン研究所などの間接部門にかかる固定資産は、独立したキャッシュ・インフローをもたない。IASではこのような資産のことを全社資産と呼び、特殊な処理を行なう。

a) 配分できる全社資産

全社資産のうち資産グループに合理的に配分できる資産については、その帳簿価額を資産グループに配分する。配分の基準は、それぞれの資産グループの帳簿価額に、耐用年数によるウェイト付けをした額の比を用いる。

そして、全社資産の帳簿価額を、上記基準で配分した後の金額でそれぞれの資産グループの減損の判定を行なう。この判定により減損の発生が認識された場合には、この減損損失額のうち全社資産の帳簿額に対応する金額は、全社資産に生じた減損損失となる。

b) 配分できない全社資産

全社資産のなかには、資産グループに配分することが必ずしも合理的でないものもある。

このような全社資産については、全社ベースで減損を認識する。すなわち、減損損失の認識（配分できる全社資産の配分後）を行なった後の帳簿価額の合計額に、配分できない全社資産の帳簿価額を足した金額と、全社の回収可能価額の合計額とを比較した金額によって、減損損失の判定と計上を行なう。

以上、IAS第36号の減損会計のポイントを述べてきた。次節では減損会計の制度化と問題点について考察を深めることとする。



## 4 減損会計の制度化

### (1) 「論点整理」の概要

#### ① 「論点整理」の性格と内容

2000年6月に企業会計審議会から、「固定資産の会計処理に関する論点の整理」（以下、論点整理と略す）が公表され、日本における減損会計導入論議の第一歩が踏み出された。論点整理公表の主な目的は、減損会計を中心とする固定資産の会計処理に関する新しい基準制定のために、今後検討すべき課題を幅広い観点から整理することにある。従って、論点整理は基準そのものではない。

論点整理は、海外での減損会計の代表的な基準である国際会計基準（IAS）第36号と米国の基準である財務会計基準書（SFAS）第121号における減損会計の規定を中心に、日本において減損会計を導入する場合の検討課題をまとめたものである。

論点整理では、国際会計基準と米国基準の2つの基準の規定に必ずしもこだわらず、日本の実態にあった基準を制定することを視野に入れている。また、減損会計導入の議論の過程で、激変緩和のための経過措置を求める要請が、実務界から上がることとも予想される。論点整理を叩き台に、広く各界から意見が集まり、日本にあった固定資産の会計処理の具体的な基準作りに向けての審議が続いていくものと考えられる（注10）。

論点整理全体を見ると、2つの大きなポイントが挙げられる。一つは固定資産の減損に関する論点、もう一つは投資不動産の評価に関する論点である。前者は、新聞報道等で減損とっていることは、必ずしも同様ではなく、時価会計と減損会計が違うということを認識する必要がある。第3節で述べたとおり商法の第34条に、減損が生じたときにその相当の減額をする。それから、連続意見書第三に、固定資産が機能的に著しく減価した場合に臨時償却を行なうという規定がある。ここでの減損というのは、論点整理で扱われているものとは違うのである（注11）。後者の投資不動産については、たとえば、10億円の設備投資をして、すでに15億円のキャッシュ・フローを回収していることを仮設する。この15億円を資本コストで割り引いても、すでに10億円は回収済とする。それでも未償却の簿価が3億円残って、この3億円の回収は見込みめないケースもあり得るわけである。これは収益性の低下による減損ではなくて、過去の減損概念ではその面を混同しかねないということで、論点整理では参考までにそういう問題も指摘しているわけである（注12）。

#### ② 日本の規定と対応

減損会計は、諸外国では決して目新しいものではない。すでに米国では、財務会

計基準書 (SFAS) 第121号をもとに、1995年12月以降開始する事業年度から減損会計を適用している。英国も1998年12月以降に終了する事業年度より減損会計を適用している。また、国際会計基準委員会 (IASB) は、1998年6月第36号「資産の減損」を公表し、1999年7月1日以降開始する事業年度より適用することとした。国際的な動向と日本の対応を比較すれば、図表4-1のとおりである。

日本には、商法第34条第2号に、固定資産について「予測能はざる減損が生じたときは相当の減額を要す」という規定が存在する。また、従来の日本公認会計士協会の報告では、減損に類似する会計処理として、機能的減価について「臨時償却」、物理的減価について「臨時損失」が認められており、休止固定資産についての有姿除却の方法なども定められている。しかし、実務においては、減損額の見積が困難であるなどの理由で、これらの規定を適用するケースは多くなかった。

また、これらの規定だけでは、今後行なわれるであろう将来キャッシュ・インフローの減少や、処分価値の低下に伴う減損会計については、十分な対応ができないということは自明である。

図表4-1 国際的な動向と日本の対応の比較

	米 国 財務会計審議会 (FASB)	英 国 企業会計審議会 (ASB)	国際会計基準 国際会計基準委 員会 (IASB)	日本 企業会計審議会
公表日期	1995年3月	1998年7月	1998年6月	2000年6月
基準名	SFAS第121号 「長期性資産の 減損および処分 予定の長期性資 産に会計処理」	FRS第11号 「固定資産およ びのれんの減 損」	IAS第36号 「資産の減損」	「固定資産の会 計処理に関する 論点の整理」
適用日期	1995年12月	1998年12月	1999年7月	2004年3月予定

## (2) 減損会計制度化と問題点

### ① 減損の認識

減損会計の対象となるのは有形固定資産、無形固定資産である。資産には、このほかに金融資産や棚卸資産がある。金融資産については、時価評価を原則とした金融商品会計が適用されるので、減損会計は適用されない。

また、棚卸資産については、価値の減少を処理する間もなく、営業循環過程のなかで短期間に処分されるのが通常である。従って、棚卸資産は原則として、取得原価で評価する。しかし、価値の減少が生じたときには、保守主義の観点から一定の場合に評価損を計上する（注13）。

固定資産は、通常は将来キャッシュ・フローや買収収入などの回収可能性に基づく評価額が、帳簿価額（取得価額マイナス減価償却累計額）を上回るのが正常な状態とされる。しかし、事業環境の急激な変化や設備投資の失敗などで、収益性が投資時の見込みを下回ることにより、評価額が固定資産の帳簿価額を下回ることもある。

減損会計は、固定資産の評価額の減少（＝減損）を、帳簿価額を減額することで認識する処理のことである。減損会計処理後の帳簿価額は、回収可能性を反映していることになる。また、帳簿価額切り下げ時に生じる損失は、減損損失として損益計算書に計上する。なお、評価額が帳簿価額を上回っていても、金融商品の時価評価のような帳簿価額の切り上げ処理は、減損会計では認められない。

### ② 減損の処理

#### a) 国際会計基準・米国基準における減損処理

減損処理のフローを国際会計基準、米国基準の異同点と共に示すことにする。

ア減損会計の処理のスタートラインは、期末日における固定資産の減損の兆候を認識することである。減損の兆候は、企業を取り巻く経済環境などの外部情報源と、資産に生じた状況の変化などの内部情報源によって評価する。

イ資産が減損している可能性を示す兆候がある場合には、つぎに該当資産の評価額を見積もる。

ここでの評価額として、IASでは「回収可能価額」を求めることとされるが、米国基準では割引前の「見積将来キャッシュ・フロー」を求めることとされ、両者に違いがみられる。なお、回収可能価額とは、資産の正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額をいう。

この段階で評価額を測定するのは、実務上の配慮からすべての資産については

なく、減損している兆候を見せている資産のみでよいことになっている。

ウ資産の帳簿価額（取得価額マイナス減価償却累計額）が評価額を超過する場合には、資産の減損が発生していると判断される。

エ資産に減損が生じている場合には、資産の帳簿価額を減額し、減損損失を損益計算書に計上する。

資産の帳簿価額は、IASではイで用いた回収可能価額の水準まで減額することとされている。一方、米国基準ではイの評価額は用いずに、資産の公正価値（時価）を算出して、その水準まで減額することとされている。

#### b) 固定資産をめぐる環境の変化

##### ア固定資産の性格

固定資産は、過去に行なった投資を将来長期間にわたって回収していくという性格を持った資産である。この長期間にわたる投資回収に対応した固定資産の価値の減耗の見積額を、企業会計では減価償却という規則的な費用の配分手続で費用化する。従って、固定資産の当初取得価額から減価償却累計額を差し引いたものが、固定資産の帳簿価額である。

通常は、固定資産の帳簿価額は、固定資産の将来の収益性（回収可能性）に基づく価値を下回ることはないと考えられる。

##### イ固定資産をめぐる環境の変化

IT革命や技術革新など、近年の企業環境の劇的な変化は、固定資産をめぐる環境をも大きく変えるに至った。すなわち、固定資産について将来の収益性が当初の見込みに比べて著しく低下し、帳簿価額を回収できなくなる事態が多発するようになったのである。この将来の収益性の低下に基づく固定資産の価値の減少を企業会計に正しく反映させていこうとするのが、「減損会計」の目的である。

減損会計は、将来の収益性が低下した場合には、その低下した収益性に基づく価値まで固定資産の帳簿価額を引き下げて、損失を認識するという会計処理方法である。もし、固定資産を継続して使用するよりも、現時点で売却する方が有利な場合には、収益性に基づく価額ではなく、売却可能な価額まで固定資産の帳簿価額を引き下げることになる。

#### ③ 減損会計の問題点

まず、国際会計基準も米国基準も減損の判定にあたっては、固定資産の帳簿価額の将来における回収可能性（将来キャッシュ・フロー）のみを問題にし、過去の回収状況は問わなかった（注14）。

しかし、固定資産の帳簿価額より将来の回収可能性が低くなる原因としては、①過去の見積りに比べて収益性が低下したことによるもの、②投資期間全体の収益性に変化はなくても当初の予定より回収が早くなされてしまったために、結果的に減価償却が遅れてしまったことによるものの2つがある。前者①は減損に該当するが、後者②は、厳密には減価償却の修正で対応すべき問題である。

減損の判定基準について、帳簿価額を将来の回収可能性に照らして見直すだけでは、両者を混同する恐れがある。従って、過年度の回収額を含めて、投資期間全体を通じた回収可能性を評価する観点が必要であるという考え方を「論点整理」では示している。

この考え方からすれば、過年度の回収額も含め投資期間全体を通じた回収額をまず見積もり、その額を当初投資時点まで割り引く。そして、その価額が当初投資額（取得原価）を下回っていれば、収益性の低下によって減損が生じたということになる。このとき見積もった回収額をもとに算出される期末時点での償却額が、理論的には減損後の帳簿価額になる。この方法は将来の回収予想だけではなく、過去の固定資産の回収状況も加味しなければならないため、実務上すぐに導入することはなかなか困難であろう。

それに加えて、減損会計を導入する段階では、実務的にいろいろな問題があると思われる。最初に減損会計導入のための一般事業会社の環境整備の必要性がある。それは、1つには土地の再評価ということで、日本の土地が戦後長期間の高騰とバブル後10年の下落で、会社によっては、あるいは持っている土地によっては、相当の含み損と含み益が出ている。そういう意味で、減損というのは土地のみが対象となるのではなく、土地と上物を含めて判断するが、土地の含み損だけを表面化させると、日本経済や会社の損益にとって過度に悪い影響や印象を与える可能性がある。会社において土地の含み損と含み益がある場合には、土地再評価法によって土地を再評価し、対象となる土地は事業用土地に限るが、土地の含み損と含み益を平準化するというのは1つの方法と考えられる。

もう1つは、減損と臨時償却または減価償却との関係がある。日本の場合はほとんどの会社が税法の耐用年数を使っているから、会社によって実際には現在ある設備、建物の中に、償却不足または超過となっているものがあったり、あるいは耐用年数が実際の耐用年数と比較して長かったりまたは短かったりしているものもある。減損会計を導入するのであれば、これらの潜在的な問題点をあらかじめ解決するため、耐用年数の見直し、あるいは減価償却不足に対して臨時償却の実施などの方法が考



えられる（注15）。

## 5 おわりに

本稿では、固定資産の減損会計に関して、従来の原価配分手続きという考え方から期末における価値評価手続きにシフトする会計処理について考察した。

日本においてもすでに金融商品の時価（公正価値）評価の会計基準を整備され、資産の貸借対照表評価における価値評価の考え方が拡大している。このような会計処理の変化の流れの背景には、従来の期間損益計算を機軸とした収益費用中心観から貸借対照表上の価値評価を重視する資産負債中心観への会計観の大きな転換が認識されることを指摘した。

これまでの論述においては、まず、固定資産の評価と減価償却の会計的性格について明らかにした。そこでは、減価償却が固定資産の取得原価の期間配分手続きとして理解され、従って、減価償却に基づく固定資産の期末評価は、原価（簿価）の全額回収を可能とみなす仮定の上に乗って資産の原価を計算する手続きであることが指摘された。本稿が考察の対象としているのは、減価償却による原価配分の手続きとは異なり、しかも固定資産の本体に生じた物理的な滅失・破損に基づく臨時損失とも区別される固定資産の減損処理の問題であることが明らかにされた。

次に、そのような固定資産の減損会計について、減損の意義とその認識、減損の処理と日本での制度化の問題点などを考察した。その中で、特に減損会計の1つのモデルとなっている国際会計基準（IAS）第36号で提示されている減損会計の基本概念と処理システムについて詳細に論じた。

固定資産の減損会計は、すでにアメリカで制度化され、実施されている（FASB・SFASNo.121）。また、イギリスでも会計基準が公表されている（ASB・FRSNo.11）。国際会計基準でもすでに会計基準の作成が行なわれているのは先に見たとおりである（IASB・IASNo.36）。日本においては、企業会計審議会により2000年6月に公表された「固定資産の会計処理に関する論点の整理」とその後の審議経過を踏まえ、会計基準の公表に向けて各種の議論が重ねられている。固定資産の減損会計基準の公表は、日本の会計基準の国際的評価を高める1つの重要なステップになることが期待されるが、制度化にあたっては残された課題を注意深く整理し、十分な議論を重ねることが求められる。

注

- 1 Financial Accounting Standards Board; FASB, *statement of Financial Accounting Concept. No.5- Elements of financial Statements*, pars. 78&80, 1985 (平松一夫・広瀬義州訳「FASB財務会計の諸概念」中央経済社、1988)  
なお、資産負債観の考え方が、その用語 (asset-liability view) を用いて明確に示された最初のものとして、次の文献を挙げる事ができる。  
Financial Accounting Standards Board; FASB, Discussion Memorandum, *An analysis of issues related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and their Measurement*, 1976 (津守常弘監訳『FASB財務会計の概念フレームワーク』中央経済社、1997年)。
- 2 若杉明著『精説財務諸表論[第4版]』中央経済社、1996年、112～113頁。
- 3 支出と費用の関係についての説明は、中村忠著『新稿現代会計学 (二訂版)』白桃書房、1998年、61～63頁参照のこと。
- 4 ペイトン＝リトルトンは、固定資産のような資産の会計的性格について、「将来に費用として収益に対応させられるのを待機している『収益からの控除が保留されている存在 (revenue charge in suspense)』であることを見逃がしてはならない」と述べている {Paton W.A. and A. C littleton, *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, American Accounting Association, 1940, P.25 (中島省吾訳『会社会計基準序説』森山書店、1974年、60頁)}。
- 5 醍醐聰著『会計学講義[第2版]』東京大学出版会、2001年、149頁。
- 6 須田一幸稿「固定資産における減損の会計」『国際会計基準と日本の企業会計』醍醐聰編著、1999年所収、88頁。
- 7 大蔵省企業会計審議会「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書 第三 有形固定資産償却について」、1996年。
- 8 大蔵省企業会計審議会 同上意見書。
- 9 小澤善哉著『時価・減損会計』東洋経済、2000年、186頁。
- 10 同上、148頁。
- 11 『企業会計』中央経済社、VoL. 52/No. 9 (2000年9月号) 70b頁。
- 12 同上、72頁。
- 13 『JICPAジャーナル』No. 554 (SEP. 2001)、15頁。
- 14 小澤善哉著、前掲書、200頁。
- 15 『JICPAジャーナル』No.554 (SEP. 2001) 17頁。

## 参考文献

- ・ Accounting Standards Board, Financial Reporting Exposure Draft No.15-*Impairment of Fixed Assets and Goodwill*. 1997.
- ・ Accounting Standards Board, Financial Reporting Standard 11-*Impairment of Fixed Assets and Goodwill*. 1998.
- ・ Australian Accounting Standards Board, Standard No.1010-*Accounting for the Revaluation of Non-Current Assets*. 1996.
- ・ Financial Reporting Standards Board, Statement of Financial, Accounting Standards No. 121-*Accounting for the Impairment of Long-lived Assets and for Long-lived Assets to Be Disposed of*, 1995.
- ・ 若杉明著『精説財務諸表論[第4版]』中央経済社、1996年。
- ・ 中村忠著『新稿現代会計学（二訂版）』白桃書房、1998年。
- ・ 醍醐聰著『会計学講義[第2版]』東京大学出版会、2001年。
- ・ 須田一幸稿「固定資産における減損の会計」『国際会計基準と日本の企業会計』（醍醐聰編著、1999年所収）。
- ・ 大蔵省企業会計審議会「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書第三 有形固定資産償却について」、1996年。
- ・ 小澤善哉著『時価・減損会計』東洋経済、2000年。
- ・ 『企業会計』中央経済社 VoL. 52/No. 9（2000年9月号）。
- ・ 『JICPAジャーナル』No. 554（SEP. 2001）。

## 〔付記〕

金融庁・企業会計審議会では減損会計に関する「論点整理」（2000年6月）に引き続き、その後「公開草案」（2002年4月）を公表した。なお、本稿の執筆は2002年1月であり、「論点整理」を基礎として考察している。「公開草案」とその後の減損会計基準（2002年9月公表予定）については、別稿で論じたいと思う。